ら（略）これらが何ら原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に係わる安全性の確認を目的とする安全審査の対象となる事項に属するものではないことは明かであり、したがってまた、ＴＭＩ事故の発生は、何ら本件安全審査の合理性を左右するものではないことは明かというべきである」と主張している。

ところがここでも、被告の主張は、決まり文句の「云葉」を書きつらねても、では、本件二号炉の基本設計ないし基本的設計方針はどういうものであり、ＴＭＩ二号炉の基本設計ないし基本的設計方針はどういうものであるかは、一切明らかにしないままに、この「云葉」だけを使って、あたかも、何かを云っているかのように主張しているのである。

しかし、ここで明確にしておかねばならないことは、先の被告書面（九）における被告の結論とした「見解」は、被告はもとより、我が国のどの公式機関も、報告書などの文書によって公表したことはない。事実、本件二号炉訴訟に先立って審理が行なわれている伊方一号炉訴訟において、ＴＭＩ事故後の二審においても、右の見解が掲載された書証は何一つ提出されていない。原告が１９８２年（昭和５７年）６月９日提出書面の（十一）で右の被告主張を挙げ「――この主張と同じ公開文書が、米国及び日本において出されていれば、それを教えてほしい」と問うたのに対し、被告は「釈明の用をみない」と八文字で答えるだけだったのも、元々被告が、審査後に、御都合主義的に、つくり出した「造語」であるため、準備書面の文書以外には、証拠となる書証を提出しようにも、無いものは提出も、教えることも、できないからなのである。　（以下次号に続く）

（１頁から続く）「危険度」はこれまでの６～１８倍になると報告し、ＩＣＲＰが最も頼りにしていた国連の放射線影響科学委員会もその翌年、それまでより３～１０倍高い推定値を公表するに至った。

実質的には各国の原子力産業や政府の代表機関となってしまっているＩＣＲＰも、そうした状況に抗しきれず、今回の勧告となったのである。しかし、今回の２.５分の１の切り下げ、つまり「危険度」の２.５倍の見直しは、前述の最も甘い国連委員会の数値の下限値である３倍にも充たず、明らかに、各国の原子力産業のための切り抜け策である。

それにしても、伊方訴訟でも、国側や判決が「危険のない線量」と主張し、認定していた「許容線量」の根拠の無さが改めて浮き彫りになった意義は大きい。

会計報告('90.11/1～11/30)

収入	
会費	３、０００
ニュース購読料	４８、０００
コピー代金	５、１６０
計	５６、１６０
支出	
ニュース印刷代	１６、４８０
郵送料	１２、４０３
振替手数料	１７０
資料費	５、３６０
事務用品費	４、９５０
弁護団会議費	２０、９２４
ゼロックスリース料	１０、３００
計	７０、５８７
差引	－１４、４２７
積立金合計	２、８４２、９８８

伊方訴訟ニュース

第 208 号
1990年12月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

明白になった放射線の一層の危険度
ＩＣＲＰも「線量限度」を引き下げ

さる１１月９日に開かれた国際放射線防護委員会（ＩＣＲＰ）の総会は、現行の被曝放射線の「線量限度」、いわゆる「許容線量」の値を引き下げる勧告を正式に採用した。対象になったのは、原子力発電所や医療施設などで働く放射線作業従事者に対する「線量限度」で、これまでの年間５０ミリシーベルト（５レム）から、５年間平均で年間２０ミリシーベルトへと、２.５分の１になる。

一般の公衆に対する「線量限度」については、ＩＣＲＰは１９８５年に、、それまでの年間５ミリシーベルトから、５分の１に引き下げるよう勧告していた。その勧告によって、日本でも、昨年の４月から、法定の「許容線量」が年間１ミリシーベルト（１００ミリレム）に引き下げられ、その名称も「許容線量」から「線量限度」に改められた。

一般公衆に対する「線量限度」は、ＩＣＲＰの１９７７年勧告で、１０万人がそれだけの放射線を被曝した時、そのうちのひとりがガン死するのは辛抱しようということで決められた。その線量は年間１ミリシーベルトになるはずだったが、いつも被曝するのでないからというおかしな理由で、勧告値はその５倍となっていた。

そうした「線量限度」が、前述のように８年のうちに５分の１に切り下げられた理由は、実は、不明なままだった。しかしその頃から、放射線の「危険度」（どれだけの放射線を浴びると何人がガン死するかという数値）についてのＩＣＲＰの推定値が過小評価であることが明かになってきていた。そのために早手回しに「線量限度」を引き下げたのでないか。そして、放射線従事者については、原子力産業への影響が大きいので、後回しになったのでは、と考えられていた。それが今回のＩＣＲＰ勧告で証明されたといえる。

これまでＩＣＲＰが頼りにしてきた放射線の「危険度」の推定は、大部分、広島・長崎の被爆者のガン死データに基いていた。しかし、そのデータは１９７４年ごろまでのものであり、それ以後も、広島・長崎被爆者の高いガン死亡率は続いており、これまでの放射線「危険度」の推定は過小評価であることが指摘されてきていた。

米国のゴフマン博士は早くから、放射線「危険度」は、これまでの推定の４０倍にもなると警告していたが、ＩＣＲＰなどは無視してきた。しかし１９８７年、広島にある放射線影響研究所の研究者も、（４頁に続く）

原告準備書面

－正体不明の「基本設計ないし基本的設計方針」なる「云葉」－

（１９９０年１０月４日提出）

（その２）

（二）安全審査では登場しない「云葉」を訴訟後に被告が「造語」

右の被告が使う「基本設計ないし基本的設計方針」なる「云葉」は、少なくとも、本件の安全審査に関する限り、その審査中には「登場」していない。この「云葉」が登場するのは、本件を原告が提訴してから後、被告の答弁書において初めて登場するのである。

本件提訴前に、被告らの諮問機関である原子炉安全専門審査会が、原子力委員会に提出した本件安全審査の報告書（以下報告書と略）においては、その「審査方針」項目の文中で、「基本的設計方針」なる云葉が単独で二回だけ登場している。そして、それ以下の文章では、原子炉施設の安全評価の２．２の耐震設計の項で「いずれも適切な設計方針である」と使用されているが、それ以降の「炉心設計」「計測制御設備」等から最後まで、右の云葉は登場しない。ましてや、「基本設計ないし基本的設計方針」なる「云葉」は、どこにも見当らない。安全専門審査会が使用しなかった「云葉」が、なぜに、二つの云葉（その一つ一つの具体的な内容、定義もまったくないのに）が一つになって、裁判提訴後に被告の書面に登場することになったのか（乙四号証参照）。

被告は、この理由と経緯、及びその使用の根拠を明確に、本法廷の場で示さなければならない。

また、国語的にみて、明らかに異なっている「基本設計」と「基本的設計方針」なる二つの云葉のそれぞれの意味と内容を、本件二号炉の安全審査に即して具体的に明らかにしなければならない。

（三）安全専門審査会は二号炉の安全確保責任を肩代りはしない

右の原告の要求に、被告が答えなければならないことは、被告のこれまでの主張からも明かである。

即ち被告らは、この「基本設計ないし基本的設計方針」なるものが、本件審査において、被告が別に区分してみせる「詳細設計」なるものと、一体どう違うのか、その範囲と線引きをどこで行なうのかを、本件審査に即して示さなければならないのに、すでに明らかにした通り、それを一切示さないままに、突如として、この「云葉」だけを登場させ「安全審査の対象は（略）原子炉の基本設計の係わる事項に限られる」（答弁書,p14）、「許可に際しての安全審査の対象は、原子炉施設自体の基本設計ないし基本的設計方針」と主張している（被告準備書面（一）、p12）。

そして、その結果として、「原子炉施設自体に係わる事項であっても、その細部にわたる具体的設計（詳細設計）や、実際の運転上の事故等が審査の対象にならないことは明らかである」（同、p12）と主張している。そして、この内容を明らかにしないままの「云葉」を、これから後はひとり歩きさせ、この「云葉」を盾にして、被告準備書面（二）以下（五）までの各書面におても、被告主張の前提と結論に、この「云葉」を乱発、大安売りするのである。

即ち、被告準備書面（一）で「安全審査を行なったからといって、安全専門審査会等が、原子炉設置者の本来負う安全確保責任を肩代りしたりするものではない」と、「安全審査」は「原子炉の安全を確保する審査」と信じて疑わない国民にとって、開いた口のふさがらない被告の断言に対し、原告は１９８１年（同５６年）８月５日書面で、「『安全確保の責任を肩代りしたりするものではない』とあるが、被告国側は『伊方二号炉』の安全を保障しないのか」と釈明を求めたが、被告は同年９月１７日付け書面（六）において、「本件許可処分をするに際しては、本件原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針における安全性を確認している」（p5～6）と、この「云葉」を盾に、何ら釈明といえる釈明を行なっていないのである。

先に示した通り、以後の原告の釈明要求に対しても、これら同じ「云葉」で、右書面（一）を繰り返し“根拠”と称して示すにとどまっている。

（四）実態のない「云葉」を盾に、現実の事故との関連を否定

そして、被告の「云葉」によるゴマカシは、被告が答弁書で、「――外部に異常な放射性物質の放出をもたらす事態が発生する可能性はない。事実、商業発電用原子炉において、これまで、右のような事態が発生したことは皆無なのである」（p22）と豪語したセリフが、見る影もなく完全に破綻した、アメリカとソ連の二つの発電用原子炉で現実に発生した事故に対しても、臆面もなく「盾」として乱発されているのである。

１９７９年（同５４年）３月２８日、米国ペンシルバニア州のスリーマイルアイランド原子力発電所二号炉（以下ＴＭＩ二号と略）において発生した原子炉内の核燃料の溶融と、それに伴う外部への大量の放射能放出事故（原告１９８３年（同５８年）１２月９日提出書面を参照）について、被告準備書面（一）の２８頁において、「――本件原子炉は、その安全審査において確認したところから判断すれば、ＴＭＩ二号炉と同じく加圧水型原子炉に属するものの、蒸気発生器の原理、構造、原子炉の停止システムを異にするなど、ＴＭＩとはその基本的な設計や構造等を大きく異にするので、本件原子炉においてはＴＭＩ事故のような事故が起こるとは考えられない」と主張している。

しかし被告は、この主張の前段の文章で、「原子炉設置許可に際しての安全審査の対象は、前述したように当該原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針であるから、右事故について主張するなら、同事故が本件安全審査で是認された本件原子炉施設自体の基本設計ないし基本的設計方針に不合理な点があることを示すものであるとして、その主張が構成されなければならない――」と原告に主張（お説教？）していながら、被告があげた「中味」は、「蒸気発生器－云々」のわずか「２０行」のみだったのである。

この主張にもならない書面のおそまつさを原告に追及され、被告は同書面から２年３カ月も過ぎて、準備書面（九）をしぶしぶ提出した。しかし、この（九）においても、簡単極まりないＴＭＩ事故の概略と経過の他は、先の書面とほとんど変りのない「云葉」が書かれていたにすぎないのである。すなわち、（九）において被告は「以上述べたところか